

## 南三陸町復興整備協議会特別会議 議事録

日 時	今回（第20回）	平成27年 1月 9日（金）15：20～16：10
	前回（第19回）	平成26年 8月 8日（金）15：10～15：50
場 所	宮城県庁9階 第一會議室	
復興整備事業	集団移転促進事業（4地区）・都市計画（1地区） ① 田の浦地区防災集団移転促進事業 ② 館浜地区防災集団移転促進事業 ③ 波伝谷地区防災集団移転促進事業（松崎地区） ④ 波伝谷地区防災集団移転促進事業（波伝谷地区） ⑤ 都市計画志津川地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設	
	※ 東日本大震災復興特別区域法第49条第7項関係：①②③④（開発許可） “ “ “ ” : ③（自然公園） “ “ 第48条第2項関係：⑤（都市計画）	
出 席 者	南三陸町	副町長 遠藤 健治 企画課長 阿部 俊光 復興事業推進課長 及川 明 復興市街地整備課長 沼澤 広信
	復興庁	宮城復興局 主任専門調査官 大森 隆博 “ 政策調査官 丹野 栄 “ 参事官補佐 鈴木 明美
	宮城県	土木部 都市計画課 技術補佐（班長） 中嶋 吉則 “ 復興まちづくり推進室 技術副参事兼技術補佐（総括担当） 小林 和重 “ 建築宅地課長 千葉 晃司 環境生活部 自然保護課 部参事兼課長 杉下 泰彦 震災復興・企画部 地域復興支援課長 今野 佳浩 気仙沼土木事務所 用地第三班 次長（班長） 三浦 博 “ “ 主事 吉田 大輔

### ○協議内容

#### 1 開 会（宮城県震災復興・企画部地域復興支援課 副参事兼課長補佐（総括担当） 稲村 伸）

- ・出席者紹介
- ・会議の公開・非公開についての報告：会議を公開で行うことを報告
- ・傍聴人への注意、WE B会議システムの説明

#### 2 議 事

南三陸町復興整備協議会規約第7条により、南三陸町の遠藤副町長が議長となる。

(南三陸町副町長 遠藤)

それでは、ただいまから議事に入ります。

議事の流れといたしましては、まず、復興整備計画の全体について、事務局から説明いただき、質疑を行います。

その後、本案では、東日本大震災復興特別区域法の規定に基づき、都市計画変更の事項、開発許可の特例に関する事項、自然公園の行為許可に関する事項がございますので、それぞれについて説明いただき、質疑を行います。

最後に、復興整備計画全体について、了承いただけるかお諮りします。

なお、WEB会議では音声が聞き取りしにくいことから、発言の際は、ゆっくりと会議室に響くくらい大きい声で、発言されるようお願いいたします。

それでは、南三陸町復興整備計画（案）について、事務局から説明願います。

(南三陸町事務局 企画課長 阿部)

【様式第2について、主に変更部分を説明】

(南三陸町副町長 遠藤)

ただいま、事務局から説明がありましたが、皆様からご意見、ご質問はありませんか。

(出席者一同)

<意見、質問無し>

(南三陸町副町長 遠藤)

ご意見がないようですので、次へ進みます。

今回の復興整備計画では、12ページ(4-①)に記載のとおり、東日本大震災復興特別区域法第48条の規定に基づき、都市計画の変更についてワンストップ処理することとしておりますが、内容について事務局から説明願います。

(南三陸町事務局 復興市街地整備課長 沼澤)

【都市計画図書について、主に変更部分を説明】

(南三陸町副町長 遠藤)

ただいま、事務局から説明がありましたが、県の都市計画課から補足することはございませんか。

(県都市計画課 企画調査班長 中嶋)

当課から、特に補足することはございません。以上です。

(南三陸町副町長 遠藤)

それでは、会議を進めさせていただきます。

復興整備計画では、16ページに記載のとおり、東日本大震災復興特別区域法第49条第4項の規定に基づき、開発許可の特例措置を適用することとしておりますが、この点について事務局から説明願います。

(南三陸町事務局 復興事業推進課長 及川)

【様式第10について説明】

(南三陸町副町長 遠藤)

ただいま、事務局から説明がありましたが、県の建築宅地課から補足することはございませんか。

(宮城県土木部 建築宅地課長 千葉)

この地区につきましては、1月に工事が完了する地区が3件、3月に工事を完了する地区が1件と、概ね工事の施工の出来高に合わせた変更内容となっており、支障はないことを申し添えます。私からは以上です。

(南三陸町副町長 遠藤)

ありがとうございました。ただいま、事務局から、また県建築宅地課から補足説明がありましたが、皆様からご意見、ご質問はございませんか。

(出席者一同)

<意見、質問無し>

(南三陸町副町長 遠藤)

それでは、次に進めさせていただきます。

今回の復興整備計画では、16ページに記載のとおり、東日本大震災復興特別区域法第49条第4項の規定に基づき、自然公園の行為許可の特例措置を適用することとしておりますが、この点について事務局から説明願います。

(南三陸町事務局 復興事業推進課長 及川)

【様式第17について説明】

(南三陸町副町長 遠藤)

ただいま、事務局から説明がありましたが、県の自然保護課から補足することはございませんか。

(宮城県土木部 自然保護課 部参事兼課長 杉下)

この計画につきましては、既に公表済みの内容の一部を変更するもので、変更後の計画についても自然景観に十分配慮されたものと認められますので、これに従って実施願います。以上です。

(南三陸町副町長 遠藤)

ありがとうございました。ただいま、事務局と県の自然保護課から説明がありましたが、皆様からご意見ご質問がありましたらお願いいたします。

(出席者一同)

<意見、質問無し>

(南三陸町副町長 遠藤)

ありがとうございます。それでは議事を進めます。それでは最後に、今回の復興整備計画全体について、了承をいただけるかお諮りをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(出席者一同)

異議なし。（との声あり）

(南三陸町副町長 遠藤)

それでは、異議なしとのことで、今回の復興整備計画全体について、了承されました。以上で、議事を終了いたします。

### 3 閉会

(宮城県 震災復興・企画部地域復興支援課 副参事兼課長補佐（総括担当） 稲村 伸

#### ○協議結果

- ・集団移転促進事業（4地区）及び津波復興拠点整備事業の入る都市計画区域（1地区）のうち、東日本大震災復興特別区域法第49条第7項に基づく開発許可と自然公園の行為許可、同法第48条第2項に基づく都市計画区域の変更についてそれぞれ該当する地区ごとに協議会で了承された。